

## 令和3年度は「評価替え」の年です

問 本庁舎固定資産税課 ☎(償却資産係) 0857-30-8156、(土地係) 0857-30-8157、(家屋係) 0857-30-8158  
☎ 0857-20-3920

**固定資産税 評価替えは 3年に1度です。**

固定資産税を決めるものになる評価額が適正な時価となるよう定期的に見直しをする制度です。

次は 令和3年度です

**土地** 3年ごとに土地を鑑定評価しています。(途中で下落があれば反映します)

**家屋** 3年ごとに一定の割合で評価されます。(最低2割まで)

### 評価替えについて

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の評価額を元に算定された税額を市町村に納めていただく税金です。土地・家屋の評価額については、資産価格の変動に対応するため、3年ごとに均衡のとれた適正な価格に見直しを行います。これを「評価替え」といいます。

今回の評価額が、原則として令和5年度まで据え置かれることとなりますが、土地については地価に下落傾向が見られる場合には、据え置き年度でも簡易な方法で価格修正を行うことがあります。

### 新築住宅に対する減額措置

新築された住宅は、一定の面積要件を満たすものについて、固定資産税が2分の1に減額されます。減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分で、床面積は120平方メートルが上限となります。

- ・一般の住宅：新築後3年度分  
3階建以上の中高層耐火住宅などは5年度分
- ・認定長期優良住宅：新築後5年度分  
3階建以上の中高層耐火住宅などは7年度分

※詳しくは本市公式ホームページをご覧ください。



こてぎえもん



## 鳥取市安全で安心なまちづくり表彰

問 本庁舎協働推進課 ☎ 0857-30-8177 ☎ 0857-20-3919



1月15日(金)、「令和2年度鳥取市安全で安心なまちづくり表彰」の表彰式を市役所本庁舎で行い、防犯活動の推進に顕著な功績があった個人1人が受賞されました。

### ◆個人表彰 谷村伸一さん

昭和52年から、児童に剣道を指導するかわら、登下校の見守り活動を続けてこられました。平成18年からは、用瀬地域学校安全委員会が主催する用瀬地域安全ボランティアとして活動し、現在も委員会の会長として活動を続けておられます。

※詳しくは本市公式ホームページ(安全安心だより)をご覧ください。



## 鳥取市市民活動表彰

問 本庁舎協働推進課 ☎ 0857-30-8177 ☎ 0857-20-3919



1月15日(金)、「令和2年度市民活動表彰」の表彰式を市役所本庁舎で行いました。本市の市民活動の推進に顕著な功績があった団体1組が受賞されました。

### ◆ガールスカウト鳥取県第1団

#### 【保健、医療、福祉または健康の増進を図る事業】

「自ら考え、行動できる女性」を育成することを目指すとしてさまざまな活動をされています。なかでも、平成7年からの長きにわたり、福祉施設での交流活動・奉仕作業を続け、また、その経験を活かしてこども食堂でのボランティア活動に関わるなど、福祉活動に積極的に取り組まれています。



## 市民政策コメントを募集します

### 鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)

問 駅南庁舎生活安全課 ☎ 0857-30-8552 ☎ 0857-20-3962  
✉ shokuhin@city.tottori.lg.jp

鳥取市では、鳥取市保健所の管轄内における食品による衛生上の危害を 방지、住民の食の安全・安心を確保するために、食品衛生法に基づいて、監視指導を行っています。

このたび、重点的、効果的な監視指導を実施するため、令和3年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)を作成しましたのでお知らせするとともに、みなさんのご意見を募集します。

**資料公開** 本庁舎総合案内、駅南庁舎総合案内、各総合支所、本市公式ホームページ

**公開期間** 3月5日(金)まで

**提出方法** 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、本市公式ホームページ(電子申請)、持参のいずれかで問い合わせ先まで

**提出期限** 3月5日(金)必着

### 鳥取市歴史文化基本構想(案)

問 本庁舎文化財課 ☎ 0857-30-8421 ☎ 0857-20-3954  
✉ kyo-bunka@city.tottori.lg.jp

本市では指定・登録などになった文化財だけではなく、未指定の文化財や文化財が置かれた周辺環境も含めて、「地域の大切な歴史文化遺産」として捉え、将来に向けて望ましい保存・活用の在り方を示すために「鳥取市歴史文化基本構想(案)」の策定を進めています。

このたび素案をまとめましたので、みなさんのご意見をお寄せください。

**資料公開** 本庁舎総合案内、本庁舎文化財課、各総合支所、本市公式ホームページ

**公開期間** 3月1日(月)～26日(金)

**提出方法** 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、本市公式ホームページ(電子申請)、持参のいずれかで問い合わせ先まで

**提出期限** 3月26日(金)必着

## 暮らしを支える「生活交通」の評価・見直し基準の設定

問 本庁舎交通政策課 ☎ 0857-30-8326 ☎ 0857-20-3953

鳥取市生活交通会議\*では、市民の暮らしを支える「生活交通」をみんなで創り・守り・育てるために、市・交通事業者・住民が一体となって取り組んでいくための指標として、この度、「生活交通の評価・見直し基準」を設定しました。

### ■基準の考え方

市は、生活交通の維持・確保を図るため、路線バスの再編や乗合タクシー、市有償バスの運行、その利用促進などに取り組んできました。しかし、人口減少や自家用車に過度に依存した生活スタイルの拡大により利用者は減少傾向にあります。

将来にわたり持続可能な生活交通を維持・確保していくためには、みんなで生活交通を利用し、それぞれの地域の実情にあった最適な交通手段を検討、確保していく必要があります。そのための指標として「生活交通の評価・見直し基準」を設定するものです。

### ■基準の対象となる交通手段

今回、設定する基準の対象は、市が運営している市有償バスと乗合タクシーです。

#### 【市有償バス】(定時運行)

- ・絹見バス(青谷町、気高町)
- ・気高循環バス(気高町・鹿野町)
- ・南部支線バス(河原町・用瀬町・佐治町)
- ・西郷線(河原町)

※西郷線は乗合タクシーですが、全便が定時運行のため、市有償バスの基準を適用します。

#### 【乗合タクシー】(予約運行)

- ・吉岡洞谷線
- ・雨滝上地線
- ・米里線



### ■基準の内容

#### (1) 市有償バスの評価・見直し基準

1便当たりの利用者数	2.0人以上
利用者1人当たりの市の補助金額	1000円未満

#### (2) 乗合タクシーの評価・見直し基準

1便当たりの利用者数	1.1人以上
------------	--------

この基準を満たさない場合は、減便や運行ルートの見直し、共助交通などの他の交通手段への移行を検討していきます。

### ■基準の運用方法

この基準は、4月から翌年3月までの1年間の利用実績に照らし合わせて評価します。その結果を毎年5月に開催する鳥取市生活交通会議において報告し、基準を満たさない路線については、約半年間を検証期間として、利用者への周知や住民との意見交換、利用促進などを行います。

そして、11月頃に開催する鳥取市生活交通会議において、その検証結果などを踏まえ見直し(減便や他の交通手段への移行)を行うかどうかの最終的な判断を行います。

生活交通を維持確保していくための最善策は、みんなで日頃から生活交通を利用することです。目的によっては積極的に生活交通を利用しましょう!

詳しくは、本市公式ホームページをご覧ください。

※鳥取市生活交通会議：交通事業者、住民代表、専門家などにより組織された鳥取市の生活交通に関する審議を行う法定会議